

令和8年度函館市医療・介護 障がい福祉
連携多職種研修会
～医療関係者向け研修会～

『退院後、施設でこんな生活をしています』

養護老人ホームまろにえ
相談係長 前田 麻莉子



①施設の紹介

②養護老人ホームについて

③退院時の受け入れライン

④退院時に知りたい情報

⑤まろにえの現状

⑥まとめ



①施設の紹介



社会福祉法人 函館共愛会
養護老人ホーム まろにえ

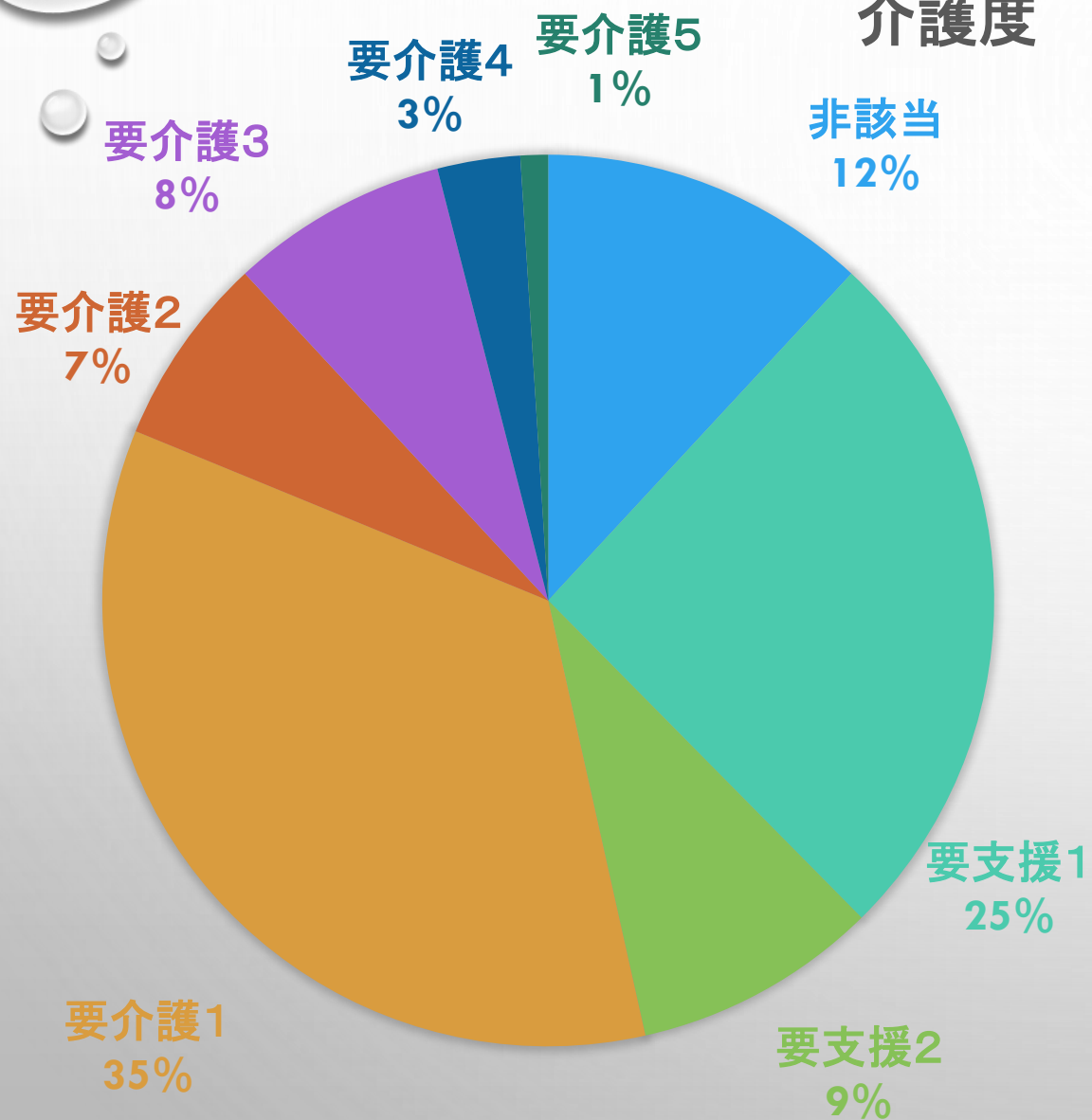
○定員：120名

一般→62名

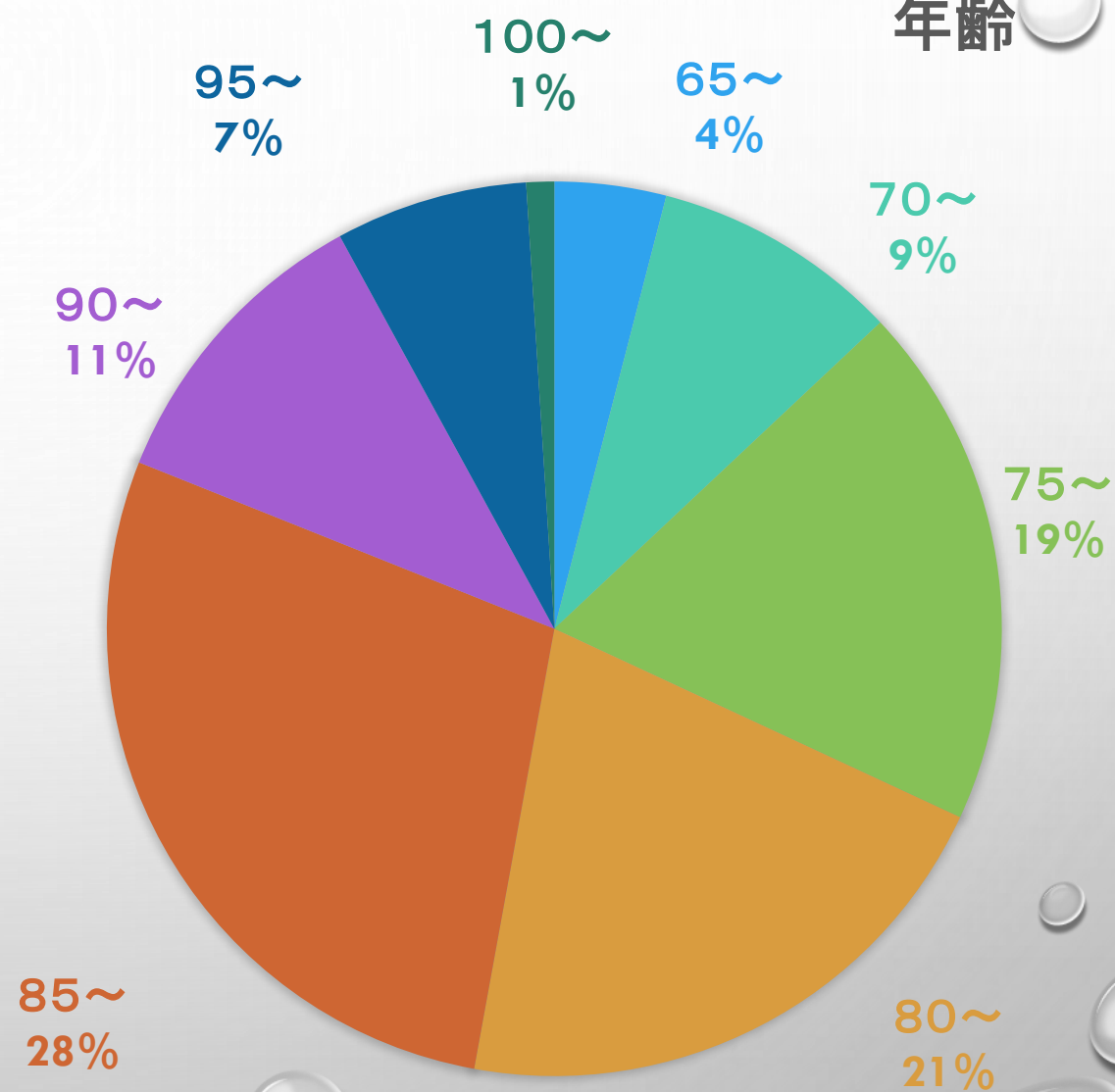
予防特定→10名

特定→48名

介護度



年齢



②養護老人ホームについて

- 養護老人ホームとは・・・

現在の環境での生活が難しく、経済的にも課題がある65歳以上の高齢者が市区町村の措置によって入所できる施設。

- 特別養護老人ホームや有料老人ホーム等

⇒入所希望者と施設の間で直接契約を結ぶ。

- 養護老人ホーム

⇒入所希望者の住所地の市区町村へ申し込みを行い、市区町村長の措置決定が必要。

<入所要件>

65歳以上の高齢者であって、次の各号いずれにも該当する方。

1 身体上、精神上および環境上の事情については、次の(ア)および(イ)に該当し、且つ(ウ)あるいは(エ)のいずれかに該当する方。

事 項	内 容
健康状態	(ア)入院加療を要する病態でないこと、および感染症を有していても、他の被措置者に感染させるおそれがない方 (イ)要介護認定において、要介護2以上に該当しない方 ※(イ)は措置機関(市区町村)によって異なるため、確認が必要
環境状況	(ウ)介護を行う養護者がいないか、またはいても適切に行うことができない方 (エ)家族および住居の状況など、現在置かれている生活環境の下では在宅において生活することが困難である方

2 経済的事項については、次の(ア)あるいは(イ)のいずれかに該当する方。

事 項	内 容
経済的状況	(ア)高齢者の属する世帯が生活保護法による保護を受けている方 (イ)高齢者およびその方の生計を維持している方の当該年度分の市町村民税所得割が非課税世帯の方

<入所者像>

養護老人ホームの入所者像〔一部〕

2 無年金など経済的に困窮した方

4 要支援者

6 身体的な障害をお持ちの方

8 他の法律に基づく施設に入所できない高齢者

10 以前に犯罪を犯した方

1 独居の高齢者

3 虐待を受けている高齢者

5 要介護者

7 認知症や、精神的な障害をお持ちの方

9 ホームレスの方

11 賃貸住宅から立ち退きを受けた方

※全国老人福祉施設協議会パンフレットより

<養護老人ホームの利用料>

|【養護老人ホーム入所に要する費用徴収額（負担金）の決定】

費用の負担金には被措置者分（入所者本人分）と扶養義務者分があります。

1 被措置者分（入所者本人分）

負担金の計算は次の方法によります。

入所者本人の

前年の収入金額

－

必要経費

=

対象収入額

- ・ 年金、恩給
- ・ 財産収入等

- ・ 所得税、住民税等
- ・ 健康保険料等
- ・ 入所後の医療費
- ・ その他（仕送り等）

- ・ 対象収入額に応じて負担金が決定されます。
（別表1参照）

<特定施設入居者生活介護>

- 特定施設に入居している要介護者を対象として行われる、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うことであり、介護保険の対象となる。

⇒一般型：特定施設の事業者が自ら介護を行う。

外部サービス利用型：特定施設の事業者がケアプラン作成などのマネジメント業務を行い、介護を委託する。

※函館市の2施設と七飯町の1施設は、『一般型』。

- 施設サービス利用料は、費用負担金に上乗せして支払う。なお、介護度・限度額・ご本人の収入を算定し、養護老人ホームの費用負担金と同様、収入の範囲内となる。

③退院時の受け入れライン

- 入院期間

⇒3ヶ月まで籍を置くことが可能。ただし、たん吸引が必要な場合や、経口摂取ができずに点滴や胃瘻造設が必要な場合は、3ヶ月を待たずに退所になる場合がある。

※まろにえの場合

- インスリン注射について
- 下肢の骨折で入院になった場合
- 栄養補助食品について

④退院時に知りたい情報

- ・食事形態について

⇒変更になった理由・退院後、食事形態を常食に近づけてもいいか。

- ・リハビリについて

⇒自分でできる程度・職員が見守りでできる程度のリハビリの仕方。

食事形態 ※一例



<事例>

- 84歳 女性 要介護1 米飯、常食

→食事摂取量が少なく、嘔気や嘔吐が継続していたため、受診。S状結腸癌と診断され、ストーマ造設術施行。入院中は、お粥とソフト食で提供し、食事摂取量が少ないときにもう少し食べるよう声かけを行うと嘔気がみられたため、本人の食べた分で終了。

→退院後、お粥と普通刻み食へ変更し、ムラはあるが半分程度は摂取可能。その後、嘔気や嘔吐なく経過。

- 91歳 女性 要介護1 歩行器使用

→朝、洗面所からベッドへ戻る際に転倒。左大腿骨頸部骨折と診断を受け、手術後、リハビリ転院。

→歩行器歩行自立で退院。下肢筋力の維持・向上を図れるよう、トイレから居室へ戻る際にはリハビリを兼ねて最短距離ではなく長めの距離を見守りで歩行器歩行。

⑤まろにえの現状

- 夜間の体制

⇒看護職員・相談員がオンコール対応。

- 『自立』の定義

⇒車椅子＝受け入れ不可ではない。

- 身元引受人について

⇒身元引受人がいなくても入所は可能。

ただし、入所後は今後のことを考えて後見人等が必要と考える。

- 次の施設への申し込みについて

⇒本人のADL・家族の意向。

⑥まとめ

- 申し込みは、入所希望者の住所地の市区町村へ行う。
- 申し込みできる介護度は、要介護2以上に該当しない。
(※措置実施機関によって異なる)
- 負担金は、入所希望者の収入金額によって決まる。
- 函館の2施設、七飯町の1施設は、一般型の特定施設入居者生活介護を行っているため、24時間体制で施設内で一体的に支援することができる。
- 入院期間は、3ヶ月まで籍を置くことが可能。ただし、たん吸引が必要な場合や、経口摂取ができずに点滴や胃瘻造設が必要な場合は、3ヶ月を待たずに退所になる場合がある。
- 車椅子＝受け入れ不可ではない。